

A 3 - 2 0

5 年 保 存 (常)
(令和8年12月31日まで)

F N . A 3 - 7 - 0

鹿 相 第 2 1 7 号

令 和 3 年 1 2 月 1 4 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担当	法制係	TEL	
----	-----	-----	--

鹿児島県警察における証明の取扱いについて（通達）

本県警察においては、県民の権利・利益の保護を図るため、警察が取り扱う事務で、その事実等に関し証明を行うことについて法令等に定めがなく、かつ、実務上、その事実等に関し証明等を行うこと（以下「証明事務」と総称する。）が求められ、一定の取扱い数があるものについては、「鹿児島県警察における証明の取扱いについて（通達）」（令和3年3月1日付け鹿務第326号。以下「旧通達」という。）に基づき、その類型ごとに事務主管課において取扱要領等を定め、当該証明事務を取り扱っているところであるが、このたび、取り扱う証明事務の見直しなど、旧通達を一部改正したことから、その運用上誤りのないようにされたい。

なお、本通達は令和3年12月14日から施行し、旧通達は令和3年12月13日限り廃止する。

記

1 取扱要領を定めた証明事務

証明事務の類型ごとに事務主管課において、別表のとおり取扱要領を定めていることから、同要領に従って取り扱うこと。

なお、受付時間については、原則として休日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条第1項に規定する休日をいう。）以外の午前8時30分から午後4時までの間とする。

2 取扱要領を定めていない証明の取扱い

個人情報保護の観点等を踏まえつつ、適切に対応する必要があることから、取扱要領を定めていない証明の取扱いについては、相談広報課と協議の上、適切に対応すること。

別表（1 関係）

証明の名称	根拠規程	所管課
身分証明	鹿児島県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（昭和37年鹿児島県警察本部訓令第14号）	警務課
在職・就労証明 ----- 履歴証明 ----- 公務員職歴証明 ----- 退職証明	鹿児島県警察における在職・就労等に関する証明の取扱い要領について（通達）（令和3年6月10日付け鹿務第1374号）	
給与等に関する証明	鹿児島県警察における給与等に関する証明の取扱いについて（通達）（令和3年3月24日付け鹿務第516号ほか）	
留置証明	鹿児島県警察における留置証明事務取扱い要領について（通達）（令和3年4月14日付け鹿務第806号）	
遺失届出受理証明	鹿児島県警察における遺失届出受理証明事務取扱い要領の改正について（通達）（令和3年3月22日付け鹿会第82号）	
行方不明者届出受理証明	鹿児島県警察における行方不明者届出受理証明事務取扱い要領について（通達）（令和3年4月7日付け鹿人少第127号）	人身安全・少年課
盗難等の被害の届出受理証明	鹿児島県警察における盗難等の被害届出に係る受理証明事務取扱い要領について（通達）（令和2年12月22日付け鹿捜一第243号）	捜査第一課
横領被害届出受理証明	鹿児島県警察における横領被害に係る証明事務取扱い要領について（通達）（令和2年12月18日付け鹿捜二第125号）	捜査第二課
犯罪経歴証明	鹿児島県警察犯罪経歴証明書発給要綱の制定について（通達）（平成25年9月27日付け鹿鑑第525号） 鹿児島県警察犯罪経歴証明書発給要領の制定について（通達）（平成25年9月27日付け鹿鑑第526号）	鑑識課
安全運転管理者等の選任届出に係る受理証明	安全運転管理者，副安全運転管理者の選任等の届出に関する事務処理要領について（通達）（令和3年12月7日付け鹿交企第222号）	交通企画課
路上教習用自動車証明	鹿児島県警察路上教習用自動車証明事務取扱い要領（通達）（令和3年3月10日付け鹿免試第52号）	免許試験課